

資料1

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

| | |
|-----------------|---|
| 会議名 | 第3回寒川町地域自立支援協議会 |
| 開催日時 | 令和4年10月12日（水）13:00～13:40 |
| 開催場所 | シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) 多目的室 |
| 出席者名、欠席者名及び傍聴者数 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委 員：大西委員、長谷川委員、山根委員、長田委員、瀧本委員、小川原委員、田代委員、浅野委員、飛驒委員、榎本委員、城戸委員、鈴木委員、山村委員、中野委員、内藤委員、小松委員、深沢氏（井上委員の代理出席） ・ オブザーバー：【湘南東部圏域ナビゲーションセンター】足立氏（齊藤氏の代理出席） ・ 事務局：【町】三橋健康福祉部長、中澤課長、越原副主幹、袴田主査、松本主任主事、小山精神保健福祉士【さむかわ基幹相談支援センター】山田氏、田中氏 ・ 欠 席：露木委員、井地委員、高橋委員、事務局：本橋技師 ・ 傍聴者：2名 |
| 議 題 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 委嘱状の交付【名簿】 3. 委員自己紹介【名簿】 4. 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議事録承認委員について【名簿】 (2) 関係機関からの情報提供について (3) 差別解消法等リーフレットについて【資料2】 (4) 寒川町障がい者福祉計画次期計画策定に係るアンケートについて【資料3】 (5) 児童期支援ネットワークワーキンググループ活動報告【当日資料】 (6) 障害者差別解消地域協議会について【資料4】 5. その他 6. 閉会 |
| 決定事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録承認委員について 榎本和代委員、城戸やちよ委員に決定 ・ 差別解消法等リーフレット（案）の確定 |

| | |
|-------|--|
| 議事の経過 | <p>1. 開 会 事務局：令和4年度第3回寒川町地域自立支援協議会を開催します。本協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、おおよそ1時間程度で終了となりますよう、議事の進行のご協力をお願いいたします。</p> <p>2. 委嘱状の交付 ・公募により委員になられた榎本委員に委嘱状の交付を行った。</p> <p>3. 委員自己紹介 ・今回公募で委員になられた榎本委員より自己紹介を行った。</p> <p>4. 議 題 会 長：資料の確認と本協議会の出欠の報告をお願いします。 事務局：資料の確認及び出欠の報告を行った。 会 長：委員総数20人中3人の欠席ですので、寒川町地域自立支援協議会設置要領の第6条のとおり、委員の過半数を超える出席のため、本協議会は成立いたします。よって、これより議事を開き、協議会をすすめてまいります。次に本協議会の傍聴希望の有無について報告をお願いします。 事務局：本日傍聴者が2名いらっしゃいます。 (委員一同異議なし)傍聴者入室。 (1) 議事録承認委員について【名簿】 ・今協議会の議事録承認委員は、榎本委員、城戸委員で承認された。 (2) 関係機関からの情報提供について ・各委員からの情報提供無し。 (3) 差別解消法等リーフレットについて【資料2】 事務局：差別解消法等リーフレットについて資料2でご説明をいたします。こちらのリーフレットは、広報さむかわ12月号への折込で全戸配布いたしますので、10月下旬には印刷にかけ、11月上旬には搬入できるようなスケジュールですすすめてまいります。また併せて、町ホームページにも記載いたします。前回の書面会議で委員の皆様よりいただきましたご意見につきましては、まず、「内閣府」と「大阪手をつなぐ育成会」のリーフレットの追加の折込の件ですが、広報紙配布の都合により追加の折込ができないため、町ホームページの差別解消法、虐待防止法のページにそれぞれの</p> |
|-------|--|

リーフレットへのリンクを貼り、リーフレットの2ページ目と3ページ目の上の方にそれぞれの町のページへの二次元コードを、また4ページ目には自立支援協議会のページへの二次元コードを記載いたしました。また、「障害」の「害」の字が漢字のままであったものがありましたので、法律等の用語となっている箇所を除きひらがなに変更しております。今回の変更等をご確認いただき、内容を確定させていただければと思います。

会 長：ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。

・各委員からの質問等無し。

(4) 寒川町障がい者福祉計画次期計画策定に係るアンケートについて

【資料3】

・事務局より、寒川町障がい者福祉計画次期計画策定に係るアンケートについて資料3に沿って説明を行った。

事務局：委員の皆様よりいただきましたご意見と、企画政策課との調整も踏まえまして追加・修正を加えました案となります。修正箇所は資料3のとおりですが、今後2月のアンケート実施に向けて、次回11月の協議会で内容を確定する予定です。

会 長：ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。

委 員：問19の就労状況に関する設問について、デイケアの利用者や地域活動支援センター等の通所者の回答項目が分かりにくいのではないのでしょうか。

事務局：事務局で持ち帰り検討し、次回協議会で再度提示します。

(5) 児童期支援ネットワークワーキンググループ活動報告

【当日資料】

事務局：児童期支援ネットワークワーキンググループ活動についてワーキンググループ座長の小松委員よりご報告をお願いいたします。

WG座長：相談支援事業所ゆいっとの小松と申します。ゆいっとは児童期支援事業を福祉課から委託されており、今回、当ワーキンググループの座長を務めさせていただくことになりました。

ワーキンググループの設置目的としましては、昨年度「児童期における関係機関のネットワークに関するアンケート調査」の結果から、児童期における関係機関の連携についての課題があげられました。それを受けて、寒川町の中で児童期支援の連携に関して、具体的にどのような動きが出来るのか検討する事を目的としております。

10月4日（火）に開催されました第1回のワーキンググループでの

実施内容は報告書の記載通りではありますが、各委員の立場から支援者の連携に関する課題の意見交換を行いました。「子育て」や「療育」に関する相談窓口は町内にも各種様々ありますが、各機関が有機的に連携できていないことも浮き彫りになってきました。寒川町の個性を生かしながら支援者のネットワークの構築を目指すために、今後も定期的にワーキンググループを実施し、本協議会で報告をしていきたいと思っています。

会 長：ただ今の報告について、何かご質問等がありますでしょうか。

・各委員からの質問等無し。

(6) 障害者差別解消地域協議会について【資料4】

事務局：障害者差別解消地域協議会について資料4でご説明いたします。11月12日（土）から11月30日（水）の間、寒川総合図書館企画展示室にて、寒川町障害者事業所連絡会と寒川町障害者差別解消支援地域協議会の共催で「障がい者のくらし」を展示いたします。搬入は11月8日（火）から11日（金）を予定しておりますが、11日（金）は予備日として、10日（木）までの3日間で、展示作品がある団体様とは現在日程調整をさせていただいております。またパネルのみの展示の団体様も10日（木）までに町福祉課までパネルをお持ちいただくようお願いしております。また、神奈川県「ともに生きる社会かながわ憲章」のパネルと、以前の自立支援協議会で作成いたしました広域避難所のコミュニケーション支援ボードの搬入をいたします。また、撤収は、12月1日（木）から2日（金）となります。

会 長：ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。

・各委員からの質問等無し。

5. その他

(1) 「県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会調査結果報告書」について【当日資料】

事務局：この報告書は、小川原委員より情報提供いただきました。寒川町としては今年度も、「障がい者虐待防止の周知」や本協議会での「障がい者差別解消の取り組み」を行っていますが、実例をお伝えする機会がなかなかございません。本報告書は、実例が取り入れられた資料となっておりますので、参考資料として委員の皆さまにもご一読いただければと思っております。

委 員：県立中井やまゆり園は、県の「発達障害者支援センターかなが

わA (エース) 」も併設されており、県内各市町村で対応が困難とされた強度行動障がいの方たちを断らずに受け入れている施設です。強度行動障がいのある方たちは、長期間にわたり不適切な支援を受けることにより、自傷行為・他害行為や物品破壊等の行為が生じてしまうこともあり、中井やまゆり園の職員たちは、体に傷を受けながら一生懸命支援をしています。中井やまゆり園の支援の見直しも必要であると思いますが、強度行動障がいによる不適切行為が生じないような支援を、各市町村でも取り組む必要があると思います。

(2) バリアフリー上映会「友達やめた。」のご案内について

【当日資料】

事務局：茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会主催のバリアフリー（字幕付き）上映会「友達やめた。」のご案内です。12月17日（土）に、この会場（シンコースポーツ寒川アリーナ多目的室）にて上映会が開催されますので、ご興味のある方は是非ご参加ください。

(3) 「2022年度ナイスハート・ふれあいのスポーツ広場 寒川大会」のご案内【当日資料】

事務局：副会長より、「全日本自動車産業労働組合総連合会」と「公益財団法人国際障害者年記念ナイスハート基金」の共催による「2022年度ナイスハート・ふれあいのスポーツ広場 寒川大会」の情報提供がございました。11月21日（月）にシンコースポーツ寒川アリーナ1階メインアリーナ全面にて、開催を予定しております。こちらにもご興味がある方は是非ご参加ください。

(4) 「2022さむかわスポーツデイ」のご案内【当日資料】

事務局：県民スポーツ月間であり10月に行われます、「2022さむかわスポーツデイ」のご案内になります。こちらは、10月16日（日）と10月23日（日）に、様々なイベントが開催されますので、ご興味がある方は是非ご参加ください。

(5) 次回の会議の日程

事務局：次回の会議の日程は、11月9日水曜日午後1時より、場所はこちらのシンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）1階の多目的室となります。

6. 閉会

会 長：閉会の言葉を浅野副会長からお願いいたします。

副会長：社会福祉協議会からも当日資料で「2022年度ナイスハート・ふ

| | | | |
|-----------------------|--|---------------------------------|--|
| | <p>れあいのスポーツ広場 寒川大会」について事務局を通じてご案内をさせていただきました。主催の団体から正式なご案内が届きましたら、町内の福祉事業所や各団体宛に再度ご案内をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>また、秋の行楽シーズンの中で、昨日から「全国旅行支援」が開始となり、本日の協議会の中でも、イベントのご案内が何点かございました。社会福祉協議会の「ふれあい福祉フェスティバル」は、今年は残念ながら中止となってしまいましたが、今後もイベントのご案内は広報誌等で行ってまいりますので、引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>会議の中ではなかなかご発言がしにくい事もあるかと思しますので、「質疑・意見用紙」をご活用いただきまして、皆様からのご意見を頂ければと思います。</p> | | |
| 公開又は 非公開の別 | 公開 | 非公開の場合その 理由（一部非公開 の場合を含む） | |
| 配付資料 | <p>資料1：令和4年度第2回寒川町地域自立支援協議会議事録 資料2：差別解消法等リーフレット案 資料3：「寒川町障がい者福祉計画」見直しのためのアンケート調査（修正案） 資料4：図書館企画展示ポスター （その他配布物）【当日配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度（令和4年度）第1回児童期支援ネットワークワーキンググループ報告書 ・県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会調査結果報告書 ・バリアフリー上映会「友達やめた。」のご案内 ・「2020年度ナイスハート・ふれあいのスポーツ広場 寒川大会」のご案内 ・「2022年度さむかわスポーツデイ」のご案内 ・令和4年度第3回寒川町地域自立支援協議会 質疑・意見用紙 | | |
| 議事録承認委員及び議事録 確定年月日 | <p>榎本和代委員、城戸やちよ委員 （令和4年10月28日確定）</p> | | |

令和4年度 第3回寒川町地域自立支援協議会 質問・意見集約表

| 質問・意見内容 | | 質問・意見に対しての方針等 |
|-----------|---|---|
| 議題 (2) | 中井やまゆり園の調査結果報告書は、改善に取り組んでほしいと思いました。 | |
| 議題 (3) | ①対象となる人の『相当な制限』とはどのようなことでしょうか。 ②「不当な差別的取り扱いの禁止」の例⇒どうい状況なのかわからない ③「合理的配慮の提供」の例⇒役場の窓口の対応のよう どちらも、障がいのある人や福祉に関わったことがない人にはわかりにくい。 ④町のホームページにあるような具体例を載せてほしい。 ホームページを見ない人もいると思うので、多くの人にわかり易いリーフレットにしてほしい。 | ①『相当な制限』は、障害者基本法における障がいの者の定義である「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」から引用しており、ここでは、障害者手帳所持の有無にかかわらず、障害者基本法における対象者を示しております。 ②車いす使用者であることを理由にバス利用を断ったり、盲導犬や聴導犬が一緒だと入店を拒否したりすることを意味します。 ③合理的配慮につきましては、令和3年の法改正により民間の事業所においても法定義務となりました。 ②③全戸配布で「障害者差別解消法と障害者虐待防止法」を周知することで、障害者差別や障害者虐待を知っていただく機会を設け、障がいの有無にかかわらず全町民が住みやすい町づくりの推進を図ってまいります。 ④記載スペースの都合もございましたので、広報3月号に掲載された具体例のイラストを二次元コード先のページに載せ、例の説明文も具体的な内容に改め更新いたしました。 |
| | 以前は自治会の回覧版で回っていましたが、全戸配布となり良かったです。 1ページ目の「合理的配慮」の注釈文で、令和3年の法改正により「法的義務」になったことを下線・太字などで強調していただきたいです。 | 今回の協議会で承認をいただいた内容といたしますが、今後も様々な機会に差別解消法の周知・啓発に努めてまいります。 |
| 議題 (4) | きめ細かい内容で良いと思います。回答しながら、「福祉サービスの内容」や「きずなプラン」「権利擁護」について認識できることも良いと思います。 | |
| 議題 (5) | 発達障害や自閉症児かもしれないという親たちの受け入れられない気持ちが伝わりましたが、身体障害だと見て分かるので、早期に訓練を受けられることは、今でもありますか？ | それぞれの状況にもよりますが、ケースによっては早期に訓練を受ける方もいらっしゃいます。 |
| | 障がいの重度化や2次障がい(行動障がいや不登校など)を防ぐために、児童期の支援は大変重要だと思います。初回は各委員の発言によって、機関どうして情報交換や情報共有ができたと思います。それぞれの機関で抱え込まず、連携して支援できるように検討が進むことを期待します。 | |
| 議題 (6) | 間に合いましたら、図書館企画展示のチラシを11月号広報に折り込んで全戸配布していただきたいです。 | 全戸配布の対応ができませんので、町のホームページやSNSで周知したいと思います。 |